〇〇対第公 照五立 中文表十の 央部 八義 教科目条務 育省 三 項諸 の学 規校 定等 にの よ教 り育 読職 み員 替の え給 て与 適等 用に す関 る労る 働特 基別 準措 法置 第法 三第 一十二条の の規 四定 第に 三よ 項り の読 審み 議替 会等を 定用 めす るる 政地 令方 案公 • 務 新員

旧法

議組 会織令 平平 成成 十二年 政政 令第二 百百 八五 号) 川第二(附則第二 第二 関項 係関係

号)

附

項

2 6 (略)	(略)	育初 分等 中 会 教	(略)	、それぞれ早 これらの分裂 これらの分裂	
	(略)	一〜四 (略) 一〜四 (略) 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員 正年法律第百八十六号)第三十二条の四 第三項、理科教育振興法(昭和二十一号 第三百二十八号)及び教育職員免許法(昭和二十八号)及び教育職員免許法(昭和二十六年法律第一項、 本書項を処理すること。	(略)	同表の下欄に掲げるとおりとする。科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、	改正案
2~6 (略)	(略)	育初 分等 中 会 教	(略)	、 それぞれ 日 の 分 利 会 (分 科 会 の 分 利 会 の 分 る の う の う の う の う の う の う の う の う の う の	
	(略)	六 (略) 六 (8) 六 (8)	(略)	同表の下欄に掲げるとおりとする。科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、	現行